

上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市
姫戸諏訪公園の管理運営に関する協定書

上天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏
訪公園（以下「姫戸地区３公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以
下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、上天草市姫戸白嶽森林公園条例（平成１６年上天草市条
例第１２２号）第１３条、上天草市姫戸小島公園条例（平成１６年上天草市
条例第１２０号）第１３条及び上天草市姫戸諏訪公園条例（平成１６年上天
草市条例第１２３号）第１３条（以下「姫戸地区３公園条例」という。）の
規定により指定管理者に指定された乙が行う姫戸地区３公園の管理業務に関
し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第２条 甲は、姫戸地区３公園条例第１４条の規定に基づき、次に掲げる管理
業務を乙に行わせる。

- （１） 野外活動を行うため、施設及び設備（以下「施設等」という。）を利
用させる業務
- （２） 野外活動に関する相談に応じ、指導を行う業務
- （３） 野外活動の普及振興に必要な業務を行う業務
- （４） 施設等の管理及び運営に関する業務
- （５） 施設等の利用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- （６） 施設等の利用料金の収受に関する業務
- （７） 施設等の維持及び修繕に関する業務
- （８） その他甲が姫戸地区３公園の管理上必要と認める業務

２ 前項各号に掲げる業務の細目は、別添「上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草
市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」
という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第３条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象
は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

２ 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(指定管理者の責務)

第4条 乙は、姫戸地区3公園が円滑に運営されるよう次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い、信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。

- (1) 上天草市姫戸白嶽森林公園条例、上天草市姫戸白嶽森林公園条例施行規則(平成16年上天草市規則第100号)
- (2) 上天草市姫戸小島公園条例、上天草市姫戸小島公園条例施行規則(平成16年上天草市規則第99号)
- (3) 上天草市姫戸諏訪公園条例、上天草市姫戸諏訪公園条例施行規則(平成16年上天草市規則第101号)
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)その他の行政関係法令
- (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)その他の自然公園関係法令
- (6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)、水道法(昭和32年法律第177号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行規則(昭和23年法律第186号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。

- (1) 管理物件の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例(平成17年上天草市条例第4号)第27条第2項の規定に従い、第19条に定める安全確保の措置を講じること。
- (2) 姫戸地区3公園の利用に係る許可等行政処分に相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例(平成16年上天草市条例第16号)第2章の規定を順守すること。
- (3) 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、これを適正に管理し、5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間が満了し、又は第13条の規定により指定を取り消された後も同様とする。
- (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果が

スの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

- 3 乙は、姫戸地区3公園又は姫戸地区3公園の利用者の被災に対する第一次責任を有し、姫戸地区3公園又は姫戸地区3公園利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合は又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度（以下「事業年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

第6条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	委託料の額
令和8年度	各年度4,767,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限として、当該年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲、乙協議した上で定めた額
令和9年度	
令和10年度	

- 2 甲は、事業年度当初に乙と協議した上で前項の表に定める委託料の事業年度ごとの支払計画書を作成し、その計画に従って、乙は、書面により委託料を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により提出された支払請求書が適当であると認めるときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の額の変更）

第7条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（リスク分担）

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記1「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項のリスク分担表に定めるリスク分担に疑義がある場合又は当該リスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲、乙協議の上、リスク分担を決定するものとする。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の収支の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、事業年度中において事業計画書の内容を変更する場合は、甲に事前に報告しなければならない。

(業務報告)

第10条 乙は、次に掲げる報告書及び当該報告書の電子データを翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 姫戸地区3公園の利用実績に関すること。
 - (2) 実施した事業の内容及び実績に関すること。
 - (3) 財産及び物品の維持管理に関すること。
 - (4) 姫戸地区3公園の管理運営状況に関すること。
 - (5) 管理業務の目標達成状況に関すること。
 - (6) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項各号に掲げるもののほか管理業務に係る経費の収支及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実績に関すること。
- (2) 姫戸地区3公園の利用実績に関すること。
- (3) 年間収支実績に関すること。
- (4) 財産及び物品の維持管理に関すること。
- (5) 姫戸地区3公園の管理運営状況に関すること。

(6) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、姫戸地区3公園の良好な管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前項の事業報告書と併せて、指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理の状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、指定期間において管理業務が管理運営の基準等に適合して実施されているかどうかを確認するため、管理業務の実施状況の調査を行うものとする。

(情報公開)

第12条 乙は、姫戸地区3公園の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が姫戸地区3公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。
 - 3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
 - 4 前2項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務の全部若しくは一部が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害時等における施設の使用等)

第14条 甲が姫戸地区3公園を災害時等における避難施設として使用するときは、乙は姫戸地区3公園の全部又は一部を優先的に甲に使用させなければならない。この場合において、施設使用料は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により姫戸地区3公園を避難施設として使用させた場合において、避難施設の使用が長期にわたるときは、甲の承認を得て業務の全部又は一部を停止することができる。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は、乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第17条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

- 3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設、設備等の使用)

第20条 乙は、管理物件を除く姫戸地区3公園の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第21条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第22条 乙は、姫戸地区3公園の管理業務に必要な諸規則及び執行体制（非常時における体制を含む。）を整備し、これを甲に届け出なければならない。

（業務の引継ぎ等）

第23条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

（業務の実施）

第24条 乙は、この協定に定めるもののほか、次に掲げる規程等並びに甲への説明等に従って管理業務を実施するものとする。

- （1） 上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）
- （2） 上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）
- （3） 乙の提案した事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- （4） 公募説明会等での質問への回答（以下「質問回答書」という。）

（協定以外の規程等の適用関係）

第25条 前条各号に掲げる規程等の間に解釈上の矛盾又は齟齬が生じた場合は、この協定、質問回答書、募集要項、業務仕様書、事業計画書の順に解釈が優先されるものとする。

（協定の改定）

第26条 姫戸地区3公園の管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第27条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 上天草市

代表者 上天草市長 堀江 隆臣

乙 <住所>

<会社名>

<代表者名>